

令和 7 年度第 7 回埼玉地方最低賃金審議会議事録

- 福田会長 ただいまから令和 7 年度第 7 回埼玉地方最低賃金審議会を開催いたします。
- まず委員の出席状況と傍聴者について事務局から報告をお願いいたします。
- 賃金室長 ただいま公益代表委員 3 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 4 名にご出席いただいております。
- よって、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項により本審議は有効に成立していることを報告いたします。傍聴者は 5 名です。
- 福田会長 本審議会は関係規程により公開とし、議事録についても同様に公開することといたします。
- 議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。
- 公益代表は私が、労働者側委員は矢島委員、使用者側は廣澤委員にお願いいたします。
- 資料について事務局から説明してください。
- 専門監督官 資料 1 は特定最低賃金の審議について（ガイドライン）でございます。これは令和 3 年度の埼玉地方最低賃金審議会全員協議会において特定最低賃金の審議に関して申し合わせがなされたものです。
- 資料 2 は特定最低賃金及び労使協定の最低額です。特定最低賃金の改正については、令和 7 年 7 月 25 日付けで改正の申出があったところですが、申出のあった 5 つの特定最低賃金について、現行の最低賃金額を表示しています。また、申出書に添付された労使協定のうち事業場内最低賃金の時間額換算で最も低い額を前年のものと併せて表示しています。
- 資料は以上でございます。
- 福田会長 今ご説明いただきました資料について委員の皆様からご質問などありますでしょうか。
- よろしいですか。
- それでは議題 1、埼玉県最低賃金の改正決定について入らせていただきます。埼玉県最低賃金について、先ほど第 6 回専門部会で専門部会報告書がとりまとめられました。

近藤委員 専門部会報告書に関して意見を述べたいのですが、よろしいでしょうか。

福田会長 どうぞ。

近藤委員 ありがとうございます。
労働者代表としては、専門部会報告書のとりまとめに当たって、特に発効日についてやはり十分な審議がされていなかったと感じています。
法定発効とせず、発効日を後ろにずらす理由について公益委員からご説明はありましたが、労側としましては、明確な理由が示されなかったものと感じました。

高橋委員 金額については、労側としては6%の65円ということで、ランク内の格差是正というところにも踏まえまして、また、食料の生計費を重視したことに加えて、他県とのランク間の格差の是正も含めて意味合いとして込めておりましたので、金額に対しても結論としては不満であるということで、金額と発効の両方について、労側としては公益委員見解に反対という立場になったわけです。

福田会長 使用者側の皆様から、ご意見などありますか。よろしいですか。
労側から専門部会報告書に関して意見がありました。専門部会報告書の内容について採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。
それでは採決に入ります。埼玉県最低賃金について、専門部会報告書のとおり、63円引き上げて時間額1,141円に改正し、効力発生の日を令和7年11月1日とすることについて、埼玉労働局長へ答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成：公益委員2名、使用者委員4名)

福田会長 賛成多数で議決したものと認めます。
それでは専門部会報告書のとおり、埼玉労働局長へ答申することといたします。
事務局は答申文の案を準備して委員に配布してください。

(答申文案準備)

福田会長 事務局から読み上げをお願いいたします。

専門監督官
(答申文案読み上げ)

福田会長 事務局が読み上げてくれた原案の通り、承認してよろしいでしょうか。

(異議なし、の声あり)

福田会長 異議ないものと認めますので、(案)を消していただき、これを局長へ答申することといたします。

(福田会長が労働局長に答申文を手交)

労働局長 局長の片淵でございます。去る7月14日に諮問いたしました埼玉県最低賃金の改正決定について、ただいま福田会長よりご答申をいただきました。委員の皆様には、本日の答申を取りまとめるため、多大なるご尽力を賜りましたことに心から御礼申し上げます。

今年は中央最低賃金審議会の目安小委員会において44年ぶりに審議が7回目まで及ぶなど、異例ともいえる事態となりました。埼玉の審議会においても大変難しい判断を迫られることになりましたが、労使とも慎重かつ真摯なご審議をいただいたことに重ねて御礼を申し上げます。

今後は、本日いただいた答申をもとにして、埼玉県最低賃金改正のための手続きを進めてまいります。本日は誠にありがとうございました。

福田会長 それでは、今後の手続などについて、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長 最低賃金の改正について答申をいただきましたので、本日、答申の要旨とそれに対する異議申出に関する公示を行います。

異議申出書の提出期間は、最低賃金法第11条により公示のあった日から15日以内とされておりますので、提出期限を8月25日月曜日といたします。

異議の申出があった場合は8月26日午前9時30分から、第8回本審として異議の申出に係る審議を行います。異議申出がありましたら、速やかに委員の皆様にはご連絡を差し上げます。

福田会長 ここままで委員の皆様から何かありますか。よろしいでしょうか。
議題2の特定最低賃金改正の必要性の有無についての審議に進みます。
特定最低賃金改正の必要性の有無については、地賃の引上げ額について結論が出てから判断するということにしておりましたが、先ほど審議会としての結論を出したところです。この段階で、特定最低賃金改正の必要性の有無について令和4年に申し合わせたガイドラインの取扱いを含め、労使双方からご意見をいただければと思います。まず、労働者側からよろしいでしょうか。

矢島委員 労働者側としては、今回の引上げ額を見まして、改正の申出を行っていた5業種については、改正の必要性ありという判断でいきたいと思います。

福田会長 使用者側いかがでしょうか。

廣澤委員 特に異議ありません。

福田会長 ほかにご意見あるいは補足追加などのご意見等あれば、お出しください。よろしいでしょうか。
それでは、5業種の特定最低賃金については、改正の必要ありとしてやらせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし、の声あり)

福田会長 それでは、改正決定について了承されましたので、5業種の特定最低賃金の改正決定について必要性ありとして答申することといたします。答申文の案を配布してください。

(答申文案準備)

福田会長 それでは事務局から答申文案を読み上げてください。

専門監督官

(答申文案読み上げ)

福田会長 答申文は、ただいま読み上げてもらいました事務局案のとおりで、
よろしいでしょうか。

(異議なし、の声あり)

福田会長 それでは、原案のとおり答申することといたします。
(福田会長が労働局長へ答申文を手交)

労働局長 金額の審議も引き続きよろしくお願いいたします。

福田会長 特定最賃につきましては、必要性の有無に関する諮問と合わせて、
必要性ありとの結論に至ったものについては改正金額についても審議
するよう諮問されているところです。
本日、5つの特定最低賃金についての改正の必要ありと答申をいた
しましたので、金額審議を行うための専門部会を設置いたします。
専門部会の運用などについて事務局から説明してください。

賃金室長 特定最低賃金専門部会の運用に関して、1点ご審議をお願いいたし
ます。

最低賃金については、このところ国民県民の関心が高くなっており、
去年は特定最低賃金の改正答申に対して初めて異議の申出があったこ
とも踏まえると、特定最低賃金の改正審議については、これまでも
増して慎重な審議が必要かと思われます。

当審議会においては、特定最低賃金について各専門部会からの報告
を受けて本審を開催した上で一括答申という形をとっておりますが、
最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、専門部会での議決をそのま
ま本審の議決とすることについて、あらかじめ本審において議決する
ことによって、一括答申のための本審開催の日程を確保する必要がな
くなります。

専門部会での議決をそのまま本審の議決とするためには、専門部会
の議決が全会一致である必要がありますが、埼玉の特定最低賃金専門
部会ではこれまで全会一致での結審を続けておりますので、この条件
を満たすことは十分可能ではないかと考えられます。また、特定最低

賃金についてこれまで専門部会報告の内容と異なる答申をしたことはございません。専門部会の労使の委員はそれぞれ関係する業界に属する方を2名以上選任することになっており、埼玉の審議会もその通りの運用をしているため、本審においては専門部会の審議結果を尊重した答申がなされております。

専門部会の審議日程を1日でも多く確保するための方法として、審議会令第6条第5項を適用して一括答申のための本審の開催を省略することが考えられますが、その是非についてご審議をお願いいたします。

福田会長

特定最低賃金の審議日程を1日でも多く確保するために昨年まで開催していた一括答申のための本審を省略することについて説明がございました。

そのための条件は、専門部会の議決をそのまま本審の議決とすることについて、あらかじめこの本審で議決をしておくこと、それと専門部会の議決が全会一致であることという2点ということですが、専門部会の議決をそのまま本審の議決とすることについて、委員の皆さんのご意見を伺います。

廣澤委員

1点だけ確認させてください。万が一、全会一致にならなかったときはどうするのですか。

賃金室長

本審に諮ることになります。

福田会長

ほかにご意見などは無いようですので、専門部会が全会一致にならなかった場合を除き、特定最賃の審議については、専門部会の議決をそのまま本審の議決とするということで、よろしいでしょうか。

(異議なし、の声あり)

福田会長

ありがとうございます。それではそのように取り扱いたいと存じます。続きまして今後の流れについて説明をお願いします。

賃金室長

改正の必要性ありとの答申をいただいた5つの特定最低賃金について、最低賃金法第25条第2項の規定に基づき、それぞれ専門部会を設置いたします。

専門部会の労働者代表委員及び使用者代表委員の任命については、最低賃金法審議会令第6条第4項に基づいて、関係者に対し候補者の推薦を求めるため、本日、候補者の推薦公示を行います。推薦の締切日は、令和7年8月25日月曜日といたします。

次に、関係労使からの意見聴取についてです。最低賃金法第25条第5項において、最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定について都道府県労働局長の諮問を受けた場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くものとする定められております。その意見聴取の手続に関しては、最低賃金法施行規則第11条第1項において、最低賃金審議会が関係労使の意見を聞く旨及び意見を述べようとする関係労使は、一定期間内に文書をもって意見を提出すべき旨を公示することにより行うと定められています。

これに基づき、本日、関係労使の意見聴取についての公示を行います。意見書提出の締切日は、令和7年8月25日月曜日といたします。

なお、この公示に基づく意見書の提出があった場合は、その内容を第1回特定最低賃金合同専門部会においてご報告する予定です。

福田会長

事務局からの説明について委員の皆さんからご質問等ありますでしょうか。

それではそのように進めていただきたいと思います。よろしいですか。

議題3はその他ですが、委員の皆様から何かありますでしょうか。事務局からはいかがですか。

賃金室長

事務局からはありません。

福田会長

それでは8月26日の第8回本審については従来通り公開とし、議事録についても公開といたします。これで第7回本審は閉会といたします。4日連続の長時間にわたるご審議、本当にどうもありがとうございました。